

15. 農地転用許可と農振除外

- ・農地を宅地に転用(開発)するためには、農地法に規定される農地転用許可が一筆毎に必要な
 - ①[]: 同じ所有者が農地以外に転用する場合
 - ②[]: 新所有者が取得と同時に農地以外に転用する場合
- ・対象農地が③[]の場合、④[]場合には許可が不要。
- ・開発面積が⑤[]haを超える場合には国との協議が必要
- ・農振農用地区域内の農地は転用できない(厳しく管理)
 - いったん農振白地としてから、再度転用を申請することも可能
- ・農振計画の見直し
 - ⑥[]: 半年ごとの小規模の見直し
 - ⑦[]: 5年ごとの大規模な見直し

16. 換地による土地利用の秩序化

- ・具体的には次の手法による。
 - ①[]による非農用地換地
 - 農用地区域と市街化区域の間で土地交換をおこなう②[]
 - 農振白地もあわせて整備する③[]

17. 農村整備とは社会開発事業である!

- ・農村整備は社会開発事業である
 - 社会開発(Social Development)とは、①[]の向上を目的とした、住宅・環境衛生・教育・社会福祉・医療など、非経済的要素の整備・開発を目指す。
 - 「経済開発の直接の目的が生産および所得の増大であるのに対し、社会開発は直接人間の能力と②[]を図ろうとするものである」(人口問題審議会、1962)
- ・農村整備は高度経済成長政策により拡大したひずみ(③[]の遅れ)を是正する措置の一つ
 - ただし、目に見える格差を解消しようとする対処療法的な農村整備だけでは十分ではない点に留意する必要がある。
 - しかし実際のところ、上記の問題はほとんど問題として認識されていなかった。
 - 例: 人間の能力開発(リーダー育成とか、経営者育成)については、ノータッチ
- ・長期的な視点からみると、教育と研究開発投資が極めて重要である。

18. 農村整備の基本理念の推移(過去)

- ①[]年代: シビルミニマムの達成(都市農村格差の是正)
- ②[]年代: 地域行動計画の追加(施設管理と地域づくり活動などのソフト振興)
- ③[]年代: アメニティの確保(農村居住選好性の向上)
- ・時代とともに、農村整備に求められるニーズのレベルも高くなる傾向にある(④[])
- ・確かに都市と農村の格差は小さくなったが・・・同時に、農村の個性も失われつつある。
 - 地域特有の景観の消失。自然環境に対する配慮も不足。

19. 生活環境整備の考え方

- 生活環境整備の具体的な方向性の背後には、より抽象度の高い理論的根拠がある
- 生活環境整備によって実現しようとする目標像=上位概念である
- ・生活環境整備の考え方に影響を及ぼした理論
 - ①[]: ロンドンの都市問題を田園都市というニュータウン建設(フィジカルプラン)によって解決しようとする計画思想
 - ②[]: 単位コミュニティの計画理論。施設の配置(ハード)とコミュニティの形成(ソフト)を統合した手法。住宅地の計画とコミュニティ計画が一体的に論じられる。
 - ③[]: 中心地(都市)の空間的な階層構造を示す。
 - ④[](日本では2000年以降に議論が活性化)
- ・時代とともに/農村のおかれている環境変化とともに、生活環境整備の考え方も変化してゆく
- ・別の見方をすると、「為政者が事業を正当化するための小道具」と言えるかもしれない